

下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第42回）議事要旨

（広島地域委員会庶務）

1 日時

平成27年11月6日（金）13:10～14:35

2 場所

広島高等裁判所特別会議室

3 出席者

（委員）石田一宏，今中 亘，武井康年，田邊 誠（委員長），中本敏嗣

（敬称略。五十音順）

（庶務）茂原広島高裁総務課長，坂東広島高裁総務課課長補佐

（説明者）守下広島高裁事務局長

4 議題

(1) 経過の報告等

(2) 審議

平成28年上半期（2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者に関する
情報収集の取りまとめについて

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 経過の報告等

庶務から，前回の第41回広島地域委員会で決められたとおり，平成28年上半期（2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者について，受付期間を平成27年10月23日（金）まで（ただし，この期間後であっても，特段の情報があれば受け付ける。）として情報提供（情報受付の周知）の依頼を行ったこと，当該情報提供依頼に対し，これまでに再任（判事任命）候補者について3件（いずれも弁護士から）の情報が寄せられたことが報告された。

(2) 審議

ア 平成28年上半期（2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

寄せられた3件の情報について、大要以下のような意見交換が行われた結果、2件については、指名の適否に重要な影響を及ぼす特段の情報が記載されていないことから送付しないこととし、残りの1件については、具体的な根拠となる事実が記載されておらず、必ずしも指名の適否に重要な影響を及ぼすものとは言えないが、候補者に関する消極的な評価が示されていることを考慮し、参考として送付することとされた。また、その際、今回寄せられた3件の情報は、指名候補者である2人の判事に対し、2人の弁護士から寄せられたものであるところ、いずれも「裁判官再任適否評価情報」との表題が付されながらも再任を否（不相当）とする方向の記載しかできず、しかも、具体的な事実を記載するのに十分なスペースもない定型書式（作成者は不明）を用いてなされたという点で、問題を有するものであった旨の意見を付して報告することとされた。

- ・ 2件については、再任の適否に関する事実が全く記載されておらず、明らかに送付するに値しない。残りの1件についても、事実は記載されているが、具体性に欠け、どの事件のことについて言っているのか判然としない。訴訟運営全般について漠然と意見を述べているに過ぎない。
- ・ 情報を提供する立場からすると、具体的に事実を書かないといけないとなると意見を出しにくいのではないか。どこまで書けば適否の判断ができるのか分からない。
- ・ これまで中央委員会に送付してきたものは、対象事件が特定されたり、どういう場面でどういうことがあったといった具体的な事実が記載されたりしていた。今回のものは、それらに比べてやはり抽象的すぎる。もっとも、その旨付記して送付することはあり得る。

- ・ 今回寄せられた3件の情報は、その内容もさることながら、いずれも「裁判官再任適否評価情報」との表題が付されながらも再任を否（不相当）とする方向の記載しかできず、しかも、具体的な事実を記載するのに十分なスペースがない定型書式となっている点が問題ではないか。
- ・ 定型書式となっていることが問題なのか。情報が出やすいような工夫をすることは悪いことではなく、その結果、情報がたくさん集まることはいいことだと思う。
- ・ 当委員会は、的確な情報を中央委員会へ伝えるという役割があり、段階式のアンケートのようなものは相当でないという方針を中央委員会が出している中で、段階式ではないにせよ、一方向に誘導するような書式が出てきたということはやはり問題である。
- ・ 再任を否（不相当）とする方向の記載しかできない書式になっていることが問題というのであれば、適（相当）とする具体的な情報も記載できるような書式となっていればいいのか。
- ・ 当委員会としては、情報収集に当たり書式を示すことはしておらず、こういう書式だったらいいとか、こういう書式にしてくれと言う筋合いのものではないが、少なくとも、今回のような書式が広まって、このような書式で提出すればいいと思込まれるのは相当ではない。当委員会が望んでいるものとは違う形の情報が出てきてしまうことになる。
- ・ このような書式のものが出てきたということを中央委員会に知らせるという意味で、3件とも送付するということも考えられるのではないか。

イ その他

アにおいて問題があるとされた定型書式の作成者は不明であるが、同書式は、同一の弁護士会所属の弁護士から提出されていることなどを踏まえ、当委員会の庶務（広島高裁事務局）から、当該弁護士会に対し、作成の有無に

ついて事実確認をした上、作成の事実があった場合には、このような定型書式は、積極、消極を問わず具体的な情報を集めるという制度趣旨に反するもので、相当でない旨の申入れを行うこととされた。

(3) 今後の予定等

ア 中央委員会の開催

庶務から、平成27年12月4日（金）に中央委員会が開催され、今回審議した再任（判事任命）候補者について審議・答申される予定である旨説明された。

イ 今後の日程等について

次回期日は、平成28年2月19日（金）に開催される中央委員会における弁護士任官（10月期）候補者及び平成28年下半期（10月から翌年1月まで）の再任（判事任命）候補者の任命に関する審議を受けたものとなることを踏まえ、次のとおりとされた。

（次回期日）

平成28年3月9日（水）午後3時30分

（以上）